

JARL 埼玉県支部主催

第 4 2 回オール埼玉コンテスト規約

1. 開催日時 2024年1月8日(月・祝) 09:00~15:00 (JST)
2. 参加資格 日本国内(陸上)のアマチュア局およびSWL(アマチュア局の電波を受信する個人をいう)
3. 使用周波数帯 次の周波数帯とする。

アマチュア バンド	使 用 周 波 数	
	電 信	電 話
1.9MHz帯	1.801-1.820 MHz	(AM/SSB) 1.850-1.875 MHz
3.5MHz帯	3.510-3.530 MHz	(AM/SSB) 3.535-3.570 MHz
7 MHz帯	7.010-7.040 MHz	(AM/SSB) 7.060-7.140 MHz
14 MHz帯	14.050-14.080 MHz	(AM/SSB) 14.250-14.300 MHz
21 MHz帯	21.050-21.080 MHz	(AM/SSB) 21.350-21.450 MHz
28 MHz帯	28.050-28.080 MHz	(AM/SSB) 28.600-28.850 MHz (FM) 29.200-29.300 MHz
50 MHz帯	50.050-50.090 MHz	(AM/SSB) 50.350-51.000 MHz (FM) 51.000-52.000 MHz
144MHz帯	144.050-144.090 MHz	(AM/SSB) 144.250-144.500 MHz (FM) 144.750-145.600 MHz
430MHz帯	430.050-430.090 MHz	(AM/SSB) 430.250-430.700 MHz (FM) 432.100-434.000 MHz
1200MHz帯	総務省告示の「アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別」による	

(注1) A2A電波による電信はAM/SSB, F2A電波による電信はFMの使用周波数帯とする。

(注2) 51.000MHzは, FMの使用周波数帯とする。

4. 参加部門および種目

- (1) 部門: ① 県内電信電話の部 (埼玉県内で運用)
 ② 県外電信電話の部 (埼玉県外で運用)
- (2) 参加部門・種目・コードナンバー

部門	種目	コードナンバー	
		県内	県外
県内電信電話の部 および 県外電信電話の部	オールバンド	S-SA	X-SA
	1.9MHzバンド	S-S19	X-S19
	3.5MHzバンド	S-S35	X-S35
	7MHzバンド	S-S7	X-S7
	14MHzバンド	S-S14	X-S14
	21MHzバンド	S-S21	X-S21
	28MHzバンド	S-S28	X-S28
	50MHzバンド	S-S50	X-S50
	144MHzバンド	S-S144	X-S144
	430MHzバンド	S-S430	X-S430
	1200MHzバンド	S-S1200	X-S1200
	HFバンド (*1)	S-SHF	X-SHF
	V/UHFバンド (*2)	S-SVU	X-SVU
	SWL	S-SWL	X-SWL
マルチオペ	オールバンド	S-MA	X-MA

*1: HFバンドは、1.9MHz帯、3.5MHz帯、7MHz帯、14MHz帯、21MHz帯、28MHz帯を使用

*2: V/UHFバンドは、50MHz帯、144MHz帯、430MHz帯、1200MHz帯を使用

埼玉県内登録クラブ対抗部門

JARL登録クラブの構成員(マルチオペ局1局ならびにSWLを除くシングルオペ局)から申告された総得点をもって登録クラブごとに順位を決定する。ただし、登録クラブ番号を明記しないものは集計対象外とする。

5. 交信方法

- (1) 交信相手局：① 県内局及び県外局・・・埼玉県を含む全国内局
- (2) 呼び出し：① 電話の場合 県内局・・・「CQ埼玉コンテスト」
県外局・・・「CQ埼玉コンテスト（こちらは県外局）」
- ② 電信の場合 県内局・・・「CQ ST TEST」
県外局・・・「CQ STX TEST」
- (3) コンテストナンバー：
① 県内局・・・RS(T) + 市区町村ナンバー [第15項 市区町村ナンバー一覧表参照]
(例) 比企郡ときがわ町では 59 130089
② 県外局・・・RS(T) + 都府県・地域等のナンバー

6. 交信上の禁止事項等

- (1) クロスバンドによる交信を禁止する。
- (2) コンテスト中の運用場所の変更を禁止する。
- (3) シングルオペの同一または異なるバンドにおける2波以上の電波の同時発射を禁止する。
- (4) マルチオペの同一バンドにおける2波以上の電波の同時発射を禁止する。
- (5) レピータによる交信を禁止する。
- (6) コールサインもしくはマルチプ라이어を受信信号の周波数情報と共にオペレーターに知らせるあらゆる技術、たとえばWebクラスター、CWスキマー、リバースビーネットワークの使用を認める。
- (7) 自局の運用情報をWebクラスターにアップロードするセルフスポッティングやスポットを依頼する行為を禁止する。
- (8) リモート運用は、すべてのアンテナ、送信機、受信機がひとつの所在地に収まっている場合にのみ許される。すべてのリモート運用局は、局免許、オペレーター免許、および該当参加部門のルールに従うこと。
- (9) 送信機、受信機、アンテナを設置した無線局の所在地外に位置するリモート受信機の使用は禁止する。
- (10) コンテスト終了後に、データベースや録音、電子メールまたはその他の手段を使って交信ログを作ったりあるいは交信を確認したり、コールサインやナンバーを修正することを禁止する。ただし、手書きログを電子ログ化する作業は、これに含まれない。
- (11) 一つのコールサインで複数の部門・種目にログを出すことを禁止する。
- (12) 一人のオペレータが複数の異なるコールサインで運用し、それぞれのコールサインでログを提出することを禁止する。

7. 得点

- (1) アマチュア局：コンテストナンバー交換が完全におこなわれた交信を得点とし、モードによりそれぞれ
電信 ↔ 電信・・・2点
電話 ↔ 電話(電信)・・・1点
ただし次の場合は得点とならない。
① 同一バンドにおける重複交信(同一局との2回以上の交信)
② 同一バンドではモードが異なっても任意の1交信のみ有効
- (2) SWL：送信および受信局の識別信号(呼出符号、コールサイン)ならびに送信局のコンテストナンバーの完全な受信を1点とする。ただし次の場合は得点とならない。
① 同一バンドにおける重複受信(同一局を2回以上受信)
② 同一バンドではモードが異なっても1受信のみ有効

8. マルチプ라이어

- (1) アマチュア局：
① 県内局及び県外局・・・完全な交信をおこなった異なる都府県・地域等の数、および埼玉県内の市区町村数
- (2) SWL：
① 県内及び県外・・・完全な受信をおこなった送信局の異なる都府県・地域等の数、および埼玉県内の市区町村数

15. 市区町村ナンバー一覧表

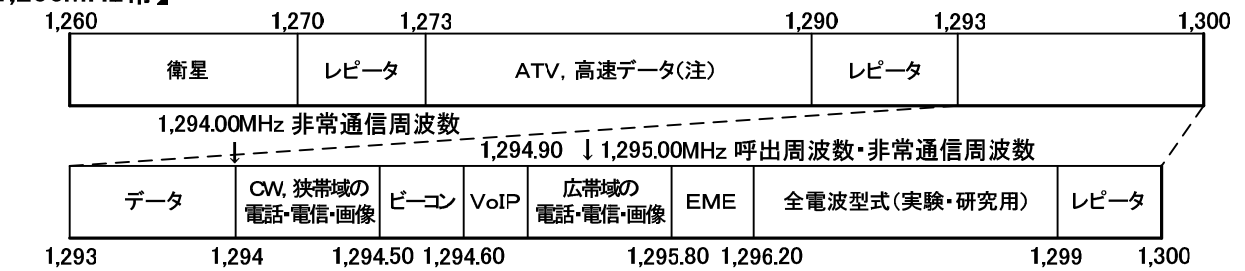
【市区】	草加市 1321	幸手市 1340	【町村】	【秩父郡】
川越市 1302	越谷市 1322	鶴ヶ島市1341	【入間郡】	小鹿野町130072
熊谷市 1303	蕨市 1323	日高市 1342	越生町 130012	長瀬町 130073
川口市 1304	戸田市 1324	吉川市 1343	三芳町 130014	東秩父村130074
行田市 1306	入間市 1325	さいたま市西区 134401	毛呂山町130015	横瀬町 130075
秩父市 1307	朝霞市 1327	さいたま市北区 134402	【大里郡】	皆野町 130079
所沢市 1308	志木市 1328	さいたま市大宮区134403	寄居町 130026	【比企郡】
飯能市 1309	和光市 1329	さいたま市見沼区134404	【北足立郡】	小川町 130081
加須市 1310	新座市 1330	さいたま市中央区134405	伊奈町 130031	川島町 130082
本庄市 1311	桶川市 1331	さいたま市桜区 134406	【北葛飾郡】	滑川町 130084
東松山市1312	久喜市 1332	さいたま市浦和区134407	杉戸町 130043	鳩山町 130085
春日部市1314	北本市 1333	さいたま市南区 134408	松伏町 130044	吉見町 130086
狭山市 1315	八潮市 1334	さいたま市緑区 134409	【児玉郡】	嵐山町 130087
羽生市 1316	富士見市1336	さいたま市岩槻区134410	上里町 130062	ときがわ町
鴻巣市 1317	三郷市 1337	ふじみ野市 1345	美里町 130063	130089
深谷市 1318	蓮田市 1338	白岡市 1346	神川町 130064	【南埼玉郡】
上尾市 1319	坂戸市 1339			宮代町 130093

【参考】埼玉県以外の都府県・地域等のナンバー・リスト

宗谷 101	釧路 110	宮城県 06	栃木県 15	奈良県 24	山口県 33	長崎県 42
留萌 102	日高 111	福島県 07	群馬県 16	大阪府 25	鳥取県 34	熊本県 43
上川 103	胆振 112	新潟県 08	山梨県 17	和歌山県 26	広島県 35	大分県 44
林-ツク 104	桧山 113	長野県 09	静岡県 18	兵庫県 27	香川県 36	宮崎県 45
空知 105	渡島 114	東京都 10	岐阜県 19	富山県 28	徳島県 37	鹿児島県 46
石狩 106	青森県 02	神奈川県 11	愛知県 20	福井県 29	愛媛県 38	沖縄県 47
根室 107	岩手県 03	千葉県 12	三重県 21	石川県 30	高知県 39	小笠原 48
後志 108	秋田県 04	(埼玉県)	京都府 22	岡山県 31	福岡県 40	
十勝 109	山形県 05	茨城県 14	滋賀県 23	島根県 32	佐賀県 41	

16. 【参考】1200MHz帯バンドプラン(JARL Webより)

【1,200MHz帯】



注「高速データ」は、占有周波数帯幅が9MHz以上のものに限る。

17. 電子ログによる受付

電子ログ形式はJARL制定の形式のみ受け付けます。また、サマリーの形式は、バージョンR1.0又はR2.0、R2.1のいずれの物でも可能です。それ以外の形式は一切受け付けません。

電子ログ形式の詳細については、こちら (http://www.jarl.org/Japanese/1_Tanoshimo/1-1_Contest/e-log.htm) を参照してください。